

令和 3 年 8 月 31 日

## ジャガイモやせいもウイルスの発生が新たに確認された国への対応について

本年 8 月、植物防疫法施行規則(以下「規則」という。)別表 2 の 2 に規定し、発生国に対して輸出前の遺伝子的手法による検定の実施を要求しているジャガイモやせいもウイルス(*Potato spindle tuber viroid*(以下「PSTVd」という。))が、ウガンダ、カザフスタン、ケニア<sup>※1</sup> 及びパキスタンにおいて発生していることが新たに判明しました。

※1 特にケニアからは、PSTVd の宿主植物であるカリブラコア属植物、ダリア属植物、ペチュニア属植物の栽培用生植物(切穂)が多数輸入されています。

このため、当該国に対して、暫定的な措置として [WTO/SPS 緊急通報](#)により、規則別表 2 の 2 に規定する輸出前の精密検定及び検査証明書への追記<sup>※2</sup>を要請しました。

### ※2 追記例

Fulfills item 24 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

本措置は、WTO/SPS 緊急通報の通報日である令和 3 年 8 月 30 日から 30 日後に発効し、発効日である 9 月 29 日以降に当該国において発行された上記の追記がない検査証明書を添付し輸入された宿主植物については、廃棄又は返送の措置となります。

一方、発効までの期間における侵入を防止するため、本措置の発効前である令和 3 年 8 月 30 日から 9 月 28 日までに当該国において発行され、かつ、上記の追記がない検査証明書を添付し輸入された宿主植物については、輸入時の精密検定を実施します。

## <輸入検査時の精密検定>

### (1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてウガンダ、カザフスタン、ケニア及びパキスタンから輸入される、規則別表 2 の 2 の第 24 項に掲げる植物

### (2) 精密検定

次の数量について、PSTVd を対象として遺伝子的手法による検定を実施

輸入された植物	検定数量
種子	4,600 粒 (同一の検査単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%)
苗、切穂	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量の 1%(1%が 1 個に満たない場合は、最低 1 葉)

詳しくは最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。